

石川県公報

令和5年5月30日

第13612号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)の一部変更(水産課)	1
○県道の区域の変更(道路整備課)	2
○二級河川の指定(河川課)	2
○二級河川の指定の変更(同)	2
公 告	
○特定病院の認定公告(障害保健福祉課)	2
○農用地利用集積等促進計画の認可公告(農業経営戦略課)	3
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告(農業基盤課)	3
○入札公告(警察本部)	3
選挙管理委員会	
○石川県選挙管理委員会告示第57号の公布公告	6
労働委員会	
○石川県労働委員会あっせん候補者の委嘱	6

告 示

石川県告示第209号

令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)(令和5年石川県告示第115号)の一部を令和5年5月19日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年5月30日

石川県知事 馳 浩

変更後	変更前												
<p>第1 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>93.8トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>85.8トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>6.0トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	85.8トン	石川県漁船漁業	6.0トン	<p>第1 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>95.6トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>87.6トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>6.0トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	87.6トン	石川県漁船漁業	6.0トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	85.8トン												
石川県漁船漁業	6.0トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	87.6トン												
石川県漁船漁業	6.0トン												
<p>第2 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>46.8トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>40.8トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>2.0トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	40.8トン	石川県漁船漁業	2.0トン	<p>第2 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>46.9トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>40.9トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>2.0トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	40.9トン	石川県漁船漁業	2.0トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	40.8トン												
石川県漁船漁業	2.0トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	40.9トン												
石川県漁船漁業	2.0トン												

石川県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年5月30日から同年6月13日まで縦覧に供する。

令和5年5月30日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
七尾羽咋線	鹿島郡中能登町良川り3番1地先から 鹿島郡中能登町良川ぬ40番1地先まで	旧	14.70～22.25	102.9 中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	14.85～31.72	

石川県告示第211号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川を指定する。

令和5年5月30日

石川県知事 馳 浩

犀川水系

名称	区間		指定年月日
	上流端	下流端	
馬場川 放水路	左岸 野々市市三日市一丁目371番地先 右岸 野々市市二日市四丁目213番地先	安原川合流点	令和5年6月1日

石川県告示第212号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第6項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

令和5年5月30日

石川県知事 馳 浩

犀川水系

区分	名称	区間		変更年月日
		上流端	下流端	
旧	馬場川	左岸 石川郡野々市町字三日市町258番1地先 右岸 石川郡野々市町字二日市町149番1地先	安原川合流点	令和5年6月1日
新	馬場川	左岸 野々市市二日市一丁目68番地先 「北陸本線鉄道橋」 右岸 野々市市二日市一丁目67番地先 「北陸本線鉄道橋」	安原川合流点	

公 告

特定病院の認定公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段に規定する特例措置を採ることができる精神科病院として次のとおり認定した。

令和5年5月30日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	認 定 期 間
加賀こころの病院	加賀市小菅波町121番地1	令和5年6月1日から 令和8年5月31日まで

農用地利用集積等促進計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年5月30日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社 あぐり一石	白山市	白山市源兵島町1307番地ほか8筆

2 認可年月日

令和5年5月30日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和5年5月31日から同年6月28日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月30日

石川県知事 馳 浩

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
西谷内・古江地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業 変更計画書の写し	七尾市産業部農林水産課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年5月30日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- 契約件名
サイバー犯罪捜査技能向上研修（ログ解析）業務委託
- 業務内容
入札説明書による。
- 委託期間
契約締結の日から令和5年7月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成

9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書には、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年6月12日(月)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年6月13日(火)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和5年6月14日(水)正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和5年6月14日(水)午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者

の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

警察車両の自動車任意保険契約

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和5年7月1日午後4時から令和6年7月1日午後4時まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項の規定に基づき、損害保険業の免許を付与された者であること。

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、次に示す事項について証明する書類を添えて令和5年6月12日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 県内に事業所を置く者であること。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年6月13日（火）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2214）

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年6月14日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和5年6月14日(水)午後1時50分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を持って落札価格とするので、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及びその他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第57号の布告

石川県選挙管理委員会組織運営規程(昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号)第21条の規定によりその例によることとされる石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和5年5月30日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第116条において準用する第91条第2項の規定に基づき、次の者に対して令和5年5月18日石川県知事馳浩解職請求代表者証明書を交付した。

令和5年5月18日

石川県選挙管理委員会

委員長 坂 井 美 紀 夫

住 所	氏 名
石川県金沢市	東 外喜夫

労働委員会

石川県労働委員会告示第3号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づき、次の者を石川県労働委員会あっせん員候補者に委嘱しているので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により告示する。

令和5年5月30日

石川 県 労 働 委 員 会

氏 名	現 職	備 考
高 木 利 定	弁護士	現委員
松 田 光 代	弁護士・弁理士	〃
中 村 正 人	金沢大学人間社会学域法学類長	〃
高 見 俊 也	(株)北國新聞社論説委員長	〃
永 下 和 博	(社福)石川県社会福祉協議会専務理事	〃
窪 田 正 尚	連合石川副会長 石川県私鉄バス労働組合協議会議長	〃
福 田 佳 央	連合石川会長	〃
徳 本 喜 彰	連合石川副会長 電機連合石川地方協議会事務局長	〃
秋 葉 宏	連合石川副会長 U Aゼンセン石川県支部支部長	〃
宮 鍋 正 志	連合石川副会長 自治労石川県本部中央執行委員長	〃
橋 本 政 人	(一社)石川県経営者協会専務理事	〃
本 裕 一	(株)本螺子製作所代表取締役社長	〃
石 野 晴 紀	(株)石野製作所代表取締役社長	〃
井 上 英 一 郎	金沢機工(株)代表取締役社長	〃
木 下 義 隆	丸一運輸(株)代表取締役社長	〃
松 田 克 彦	石川県労働委員会事務局長	現職員
松 本 隆 子	石川県労働委員会事務局次長	〃

